

第 3 8 号議案

教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正
について

教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（昭和 3 1 年長岡京市
条例第 4 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 4 年 3 月 2 2 日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

（提案理由）

国の人事院勧告及び長岡京市職員給与に関する条例（昭和 2 6 年長岡京市
条例第 1 1 号）の一部改正に準じて、条例の一部を改正する必要があるので
提案する。

教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例
 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例(昭和31年長岡京市条例第4号)
 の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第3条 教育長には、前条の給料の外、長岡京市職員給与に関する条例（昭和26年長岡京市条例第11号）に定める諸手当（通勤手当、期末手当及び地域手当をいう。）をその支給条件に応じて支給する。ただし、期末手当の額は、給料の月額、地域手当の月額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における同条例第15条の4第2項各号に掲げる在職期間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>第3条 教育長には、前条の給料の外、長岡京市職員給与に関する条例（昭和26年長岡京市条例第11号）に定める諸手当（通勤手当、期末手当及び地域手当をいう。）をその支給条件に応じて支給する。ただし、期末手当の額は、給料の月額、地域手当の月額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における同条例第15条の4第2項各号に掲げる在職期間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
 (令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例第3条の規定にかかわらず、同条の規定により算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額を減じた額とする。